

20120905_銀座農業政策塾_議事録

「銀座農業政策塾生による農業環境政策発表会」

日時：2012年9月5日（水）19:00-21:00

場所：東京・銀座 銀座会議室

テーマ：「銀座農業政策塾生による農業環境政策発表会」

発表者：銀座農業政策塾政策立案チーム（4チーム）

審査員：葛谷栄一氏（農林中金総合研究所 特別理事）

高安和夫氏（銀座ミツバチプロジェクト 理事長）

参加者：参加者 11人（発表者含む）

（会社経営、会社員、コンサルタント、研究員、公務員、NPO法人理事長、弁護士、
行政書士、司法書士など）

塾長から銀座農業政策塾の趣旨

政策提言発表

※ なお、<http://www.sp-senryaku.org/report.html> より
各チームの資料PDFを読むことができます。

D チーム「地域コミュニティを中心とした循環型社会の構築」

1. はじめに

循環型社会というテーマを頻繁に見聞きするようになったが、そのテーマの定義や実践が必ずしも共有されていない

農業においては、TPP・後継者不足・休耕地の増加・化成肥料の高騰などのさまざまな問題を抱えているのが現状

2. 経済成長型の現状

循環型社会というテーマについて具体的には「生ごみ」にスポットを当ててみる

生ごみの流れ

農業 化学肥料・農薬を中心とした農業、農産物の「見えない化」、価格変動リスク
これらが後継者不足に影響している（農業に魅力を感じない）

消費者 安全・安心な食＝健康志向といいつつ、実際の判断基準は「低価格」志向
どこでどのように栽培された農産物か知らない
食べ物を「物」としてしか見ていない

3. コミュニティを中心とした循環型社会とは

提案「生ごみを資源としてリサイクルする栽培技術の確立（循環型資源農業）」
消費者・生産者・地元企業と商店街との連携による地産地消体制

4. まとめ

循環型社会を構築していくためには林業や再生エネルギーまたは教育など様々なことを複合的に検討し、数字だけでなく現場の声をもとに行動していく必要がある

講評

高安さん。政策提言なので具体的な掘り下げが欲しかった。たとえば、食品リサイクル法の課題など。建築基準法、肥料取締法なども。

蔦谷さん。テーマ、アプローチの仕方、共感するところが多い。生ごみリサイクルを具体的にいかに行うかを掘り下げて欲しかった。都市と地方をいかにつなげるかの視点も欲しかった。中小規模と大規模農業には違うアプローチが必要になる。

A チーム「都市における農の進行 ～市民農園を切り口として～」(最優秀チーム)

1. 都市における農の現状

2. 都市農業のあるべき姿

3. 都市農地減少の主な原因

- 1) 相続税納税猶予の範囲が限定的
- 2) 相続における均等分割
- 3) 生産緑地をめぐる諸問題

4. 政策提言（国レベル）

- 1) 相続税納税猶予の範囲
拡大すべき
- 2) 相続における均等分割
市街化区域内農地転用を届出制から許可制に変更する
- 3) 生産緑地をめぐる諸問題
生産緑地についても農地の賃貸借を認める

政策実現には国民の理解が必要となる。その一助となるのが市民農園と考える

5. 市民農園とは

6. 市民農園の開設状況

7. 市民農園普及への課題

1) 制度の問題

市民農園は営農として現状認められていない

制度の変更が必要であるが、そのためには世論の形成が不可欠である

2) 農家と市民の意識の問題

3) 農地の確保

4) 経営の安定

8. 政策提言（各自治体レベル）

非農地の農地化を進めるべき

市民農園事業者のサポートを行うべき

9. 事例紹介（夢の島区民農園）

10. まとめ

農家・市民が都市農業への想いを共有し、それを自治体、企業・NPO 等が支援・具現化する。これにより東京は「農」のある都市生活が送れる魅力ある都市となる。

講評

高安さん。都市農地は公共財ではないか。市民農園の可能性は高い。

蔦谷さん。生産者の農地への公共財とする意識は低い。このような政策に対しては生産者が反対に回るのはないか。市民農園に絞ったのは良かったが、体験農園まで含めるべきではないか。いかに一般市民が農業に参画していくかの視点もあったら良かったのではないか。

C チーム「都市部における農業の維持・増強のための農地の保全」

①「農地の種類と課税について」

農家で相続があった場合、宅地並みに相続税が課されると農地の分散や納税のために農業経営の継続が困難となることから、農地等の相続税又は贈与税の猶予制度が設けられていますが、三大都市圏の特定の市にある市街化区域内農地については、農地の宅地転用を促す目的により農地に適用される特例は適用されず、固定資産税及び相続税について宅地並みの課税が適用されており、これが、都市農業の継続を圧迫する大きな要因となっています。

都市農地は、災害時に農地を避難場所や救援・復旧のための資材置き場、仮設住宅建設用地などにする防災協力農地制度を49の自治体が設けています。都市の農地は、住民の安全確保の面からも欠かせないものになりました。住民の意識も農地保全に大きく傾斜、東京都の調査では「東京に農業・農地を残したい」と思う人が85%に上ります。市民農園も人気で、需要に供給が追い付かない地域もあります。

しかし、税制は開発先行時代のままで、重い固定資産税や相続税のために農地を手放さざるを得ない状況が続き、担い手も育っていません。農水省が都市農家に農業を続ける上での支障を聞くと、6割強が相続税や固定資産税の負担が大きいことを挙げました。自治体の税制改正の要望も、それらの税の軽減が上位にきています。

都市の農地保全、都市農業の振興にはまず、開発優先時代の税制を改め農家の税負担を軽減することだと考えます。

②「都市計画法と都市農地」

1. 「都市計画法」はわが国における都市計画の基本法です。
都市計画の定義と沿革について
2. 都市計画法の目的、理念
3. 農林漁業との調整
都市計画法第2条では「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ」としています。しかし、都市計画法に農林漁業に関する直接の条項はありません。
4. 農業振興地域との関係
農振法について
5. 農水省の都市農業振興政策
都市農業振興対策予算について
6. 都市計画法と都市農地の議論
 - (1) 農水省検討会
 - (2) JA全中
 - (3) 全国都市農業振興協議会
 - (4) 国土交通省 都市計画制度小委員会

7. まとめ

各所の都市農地の議論により論点・なすべきことは出尽くしています。

あとは、霞が関の各官庁にまたがり、縦割りのになっている現状の中で、いかに実行していくかだと考えます。

しかし、霞が関の各官庁の調整は政治的主導が無い限り進むことはないでしょう。

とすると、地方自治体において首長がリーダーシップを発揮して、先駆的にモデル的に実行するしかないのではとも考えます。

講評

蔦谷さん。「緑農地」という新しい定義が必要ではないか。

B チーム「地域への人材派遣事業支援政策」

新しい視点で地域と活用しきれていない都会の労働力を活用し、農業労働力、担い手を育成する

概要

- ① 派遣会社設立
- ② 障害者、うつ病などの休職が必要な者、希望者などの人を集め（人材登録）、出向させる
- ③ 地域と派遣会社と契約する
- ④ 契約先の地域で農業に従事する
- ⑤ 地域で就農が可能な契約とする

政策実現による社会的意義

1. 障害者の雇用の促進
2. うつ病の治療、社会的受入れ先の確保と医療費削減への期待

政策の課題と対応策

- ① 不適切な地域組織団体の参加
- ② 労働環境の品質、安全の確保
- ③ 既存の法規制

講評

高安さん。焦点を絞られてはどうか？

蔦谷さん。農村に定着するためにはどうするのがキーになるのではないか。半農半Xの受け皿を地域に作る必要があるではないか。

以上